

第1章 宮崎市の現状とこれまでの取り組み

1-1 宮崎市の現状

(1) 人口

①人口推計

第四次宮崎市総合計画において、本市の人口は、平成24年の約40.2万人から、平成34年には約39.6万人（減少率1.5%）に減少すると予測されています。

要配慮者となる可能性が高い老年人口（65歳以上の人口）は、平成24年の約8.9万人から、平成34年には約11.6万人（増加率29.8%）に増加する見込みです。また、災害時において、救援・救護活動に参加することが望まれる生産年齢人口（15歳以上～65歳未満の人口）については、平成24年の約25.5万人から、平成34年には約22.7万人（減少率10.8%）に、更に年少人口（15歳未満の人口）も、平成24年の約5.9万人から、平成34年には約5.4万人（減少率8.6%）に減少する見込みです。

以上により、本市の地震・津波対策においては、要配慮者となる可能性の高い老年人口の人口構成割合が増加する傾向にあるとともに、現在及び将来にわたり救援・救護活動に参加することが望まれる生産年齢人口及び年少人口が減少する傾向にあることに留意する必要があります。

表 1-1 宮崎市の人口推計

年次	H24年	増減 H24→H29	H29年 (推計)	増減 H29→H34	H34年 (推計)	増減 H24→H34
総数	402,436	-0.3%	401,280	-1.2%	396,438	-1.5%
年少人口	58,658	-3.8%	56,423	-5.0%	53,602	-8.6%
(～14歳) 構成比	14.6%	-0.5	14.1%	-0.6	13.5%	-1.1
生産年齢人口	254,621	-6.4%	238,306	-4.7%	227,066	-10.8%
(15歳～64歳) 構成比	63.3%	-3.9	59.4%	-2.1	57.3%	-6.0
老年人口	89,157	19.5%	106,551	8.7%	115,770	29.8%
(65歳～) 構成比	22.1%	4.4	26.5%	2.7	29.2%	7.1
うち75歳以上人口	(45,161)	14.6%	(51,763)	13.1%	(58,560)	29.7%
構成比	11.2%	1.7	12.9%	1.9	14.8%	3.6

単位：人

備考：基準人口を平成24年10月1日現在の現住人口とし、同時点の住民基本台帳人口（5歳階級別人口）、国立社会保障・人口問題研究所発表資料等を基にコーホト要因法により推計。

平成24年の区分別人口は、同年10月1日現在の現住人口と住民基本台帳人口の総数の比率を、住民基本台帳人口の区分別人口に乗じて推計。

②人口分布

本市の人口（100mメッシュ）の分布状況は図 1-1 のとおりです。

本市においては大淀川沿いに居住人口が集中していることがわかります。

大淀川以北では、国道10号沿線の佐土原町から住吉、花ヶ島地区にかけて、また、宮崎神宮や県総合文化公園が立地する平地周辺に比較的居住人口が多くなっています。

また、大淀川以南では、宮崎空港周辺及び国道220号西側に比較的居住人口が多くなっています。

清武川から加江田川においては、学園木花台を中心に比較的居住人口が多くなっています。

加江田川以南では、日向灘沿岸部に比較的居住人口が少なくなっており、青島・こどものくに周辺では比較的居住人口が多く、青島以南においては日向灘沿岸部に比較的居住人口の少ない地区が分散しています。

津波による浸水が想定されている地域で人口分布が多いのは、大淀川河口・宮崎港周辺、八重川周辺、青島の一部となっています。

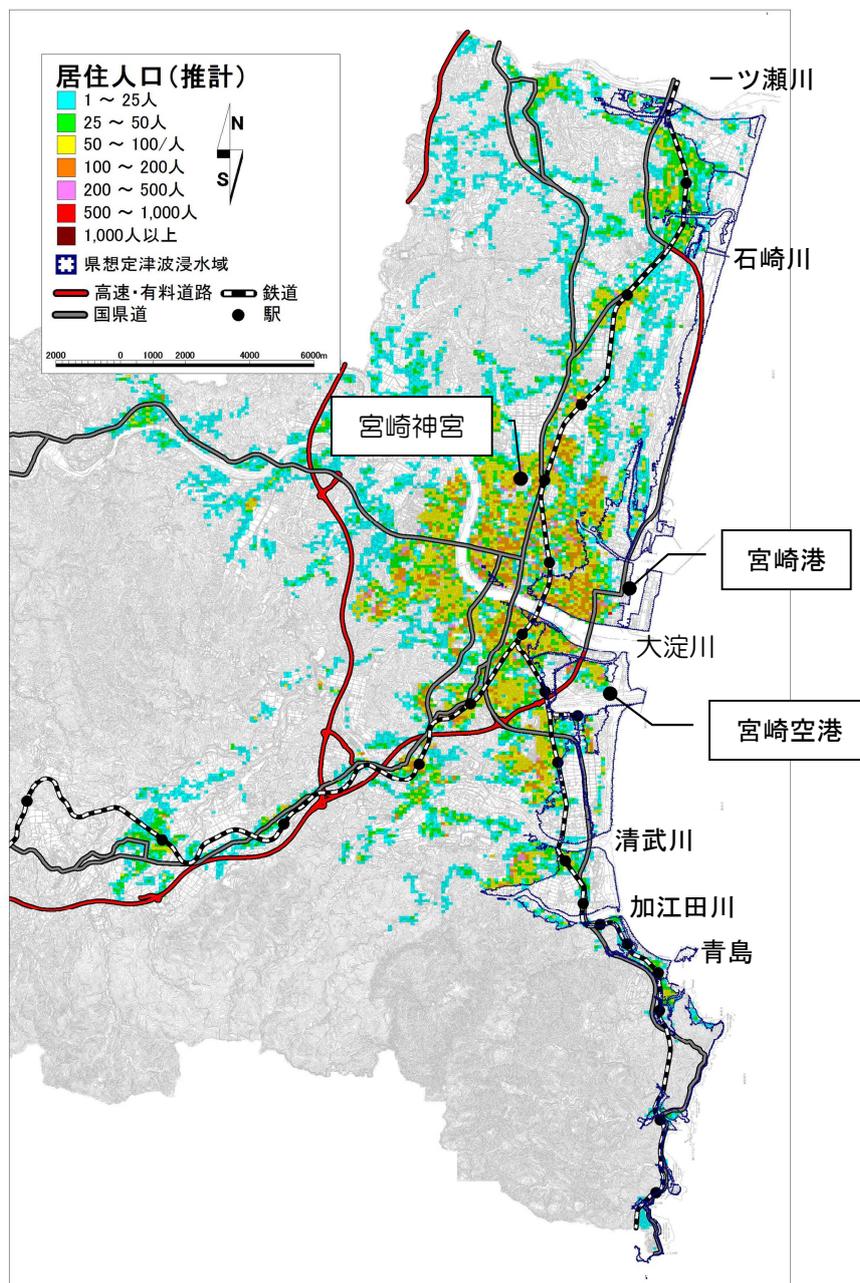


図 1-1 : 人口分布

(2) 土地利用

本市には、宮崎広域都市計画区域（線引き）及び田野都市計画区域（非線引き）の2つの都市計画区域が設定されており、市中心部から同心円状に拡大した市街化区域と、合併前の旧市町村の中心地に飛び地状の市街化区域が設定されています。

沿岸部周辺の土地利用の状況を見ると、大淀川沿い、石崎川沿い、清武川沿いの南側、国道10号沿線に住宅用地を中心とした市街地が広がっており、さらに加江田川から青島周辺にかけて住宅用地が広がっています。また、青島以南においては、旧漁村集落と考えられる住宅用地が分布しています。

商業用地は、主に橋通り周辺、国道10号沿線、青島周辺に分布しており、宮崎港周辺には大規模商業施設が立地しています。

工業用地については、宮崎港・宮崎空港といった重要物流拠点周辺に分布しています。

宮崎港周辺を除く、日向灘沿岸部においては、松林を中心とした保安林が連続しており、宮崎市らしい景観を形成しています。

津波による浸水が想定されている区域の主な農地については、一ツ瀬川右岸、宮崎空港南の国道220号沿線、加江田川左岸等があります。

津波による浸水が想定されている地域で都市的土地利用が多いのは、大淀川河口・宮崎港周辺、八重川周辺、青島周辺となっており、その他の海岸付近は山林・農地等となっています。

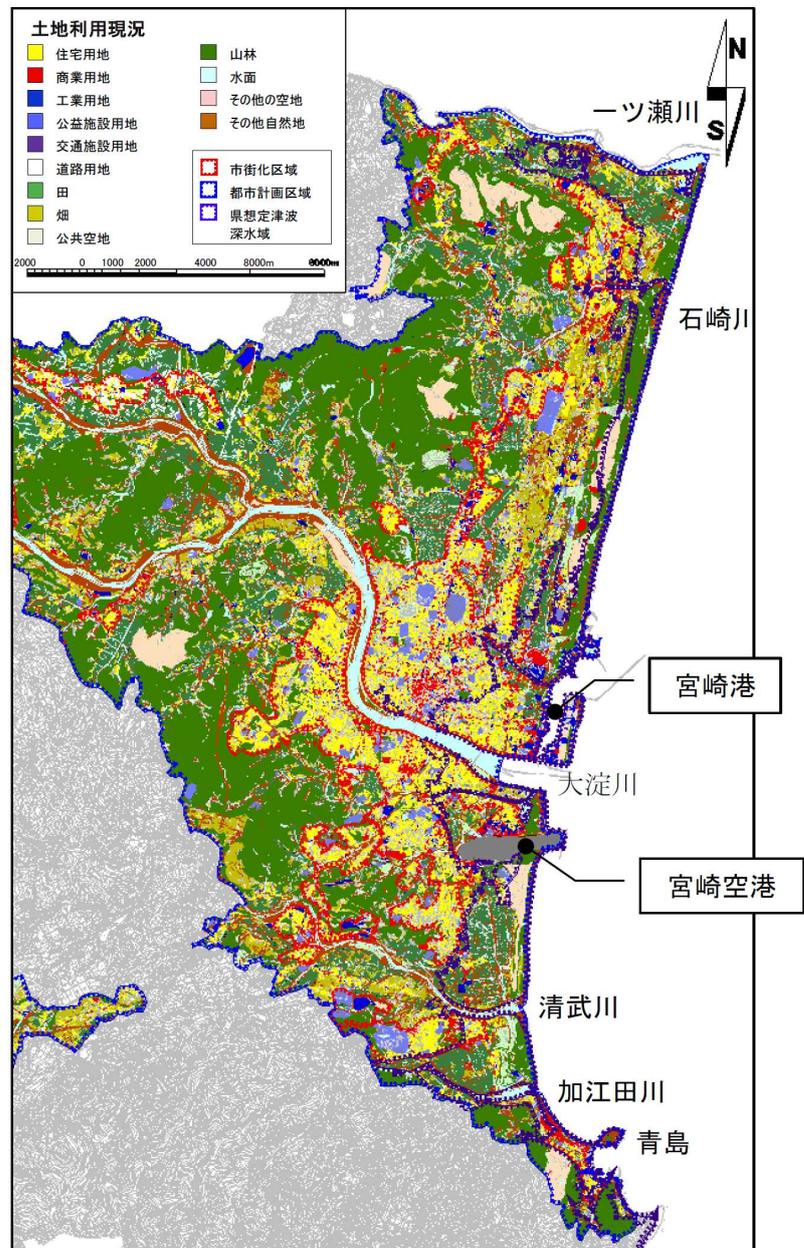


図 1-2 土地利用現況

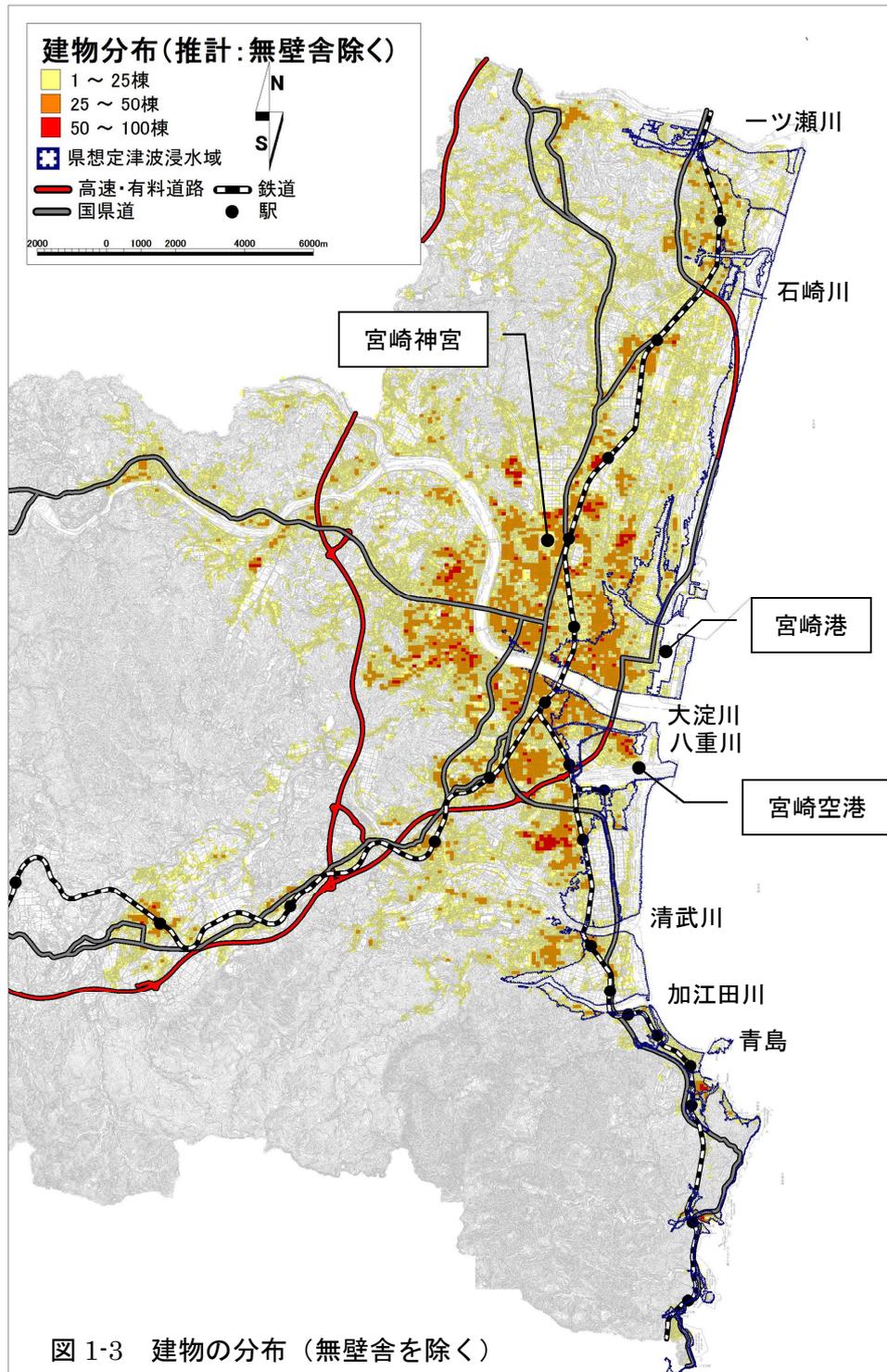
(3) 建物分布

本市の建物分布状況は図 1-3 のとおりです。

分布状況を見ると、大淀川周辺、石崎川周辺、住吉地区、花ヶ島地区などの国道10号沿線や、宮崎神宮・県総合文化公園周辺に多く分布しています。

また、大淀川以南では、宮崎空港北側、県道中村木崎線沿線西側に建物が多く、木花地区については、JR 木花駅周辺や学園都市、青島地区では青島漁港周辺が多くなっています。

津波による浸水が想定されている地域で建物が多いのは、人口分布と同様、大淀川河口・宮崎港周辺、八重川周辺、青島の一部となっています。



(4) 標高

本市の標高は、沿岸部周辺及び日向灘に直流する河川の河口周辺は低く、西側に行く程高くなっており、市街地の中心部は概ね3～10mとなっています。

特に標高が低いのは、一ツ瀬川・大淀川河口（右岸）、宮崎港西側、国道220号南バイパス周辺（本郷南方、郡司分）、県総合運動公園周辺で3m未満となっています。石崎浜から一ツ葉海岸にかけて、また、赤江海岸周辺は概ね10m以下の帯状の丘陵地となっています。佐土原町石崎浜から一ツ葉海岸のうち、一ツ葉有料道路の北側から山崎町にかけては、前記丘陵地の背後に沿うように10～20m以下、所によっては20m超の丘陵が連なっており、また、同様に佐土原町市街地の東側にも、帯状の10～20m以下の丘陵地があり、津波防災上極めて重要な地形を有しています。

その他の海岸部については、青島市街地が3～5m以下となっています。

日南海岸沿いは、そのほとんどが海岸線から急勾配に迫り上がった20m超の山地となっており、平地は少ないものの、人家が立地している平地は5m以下が多くなっています。

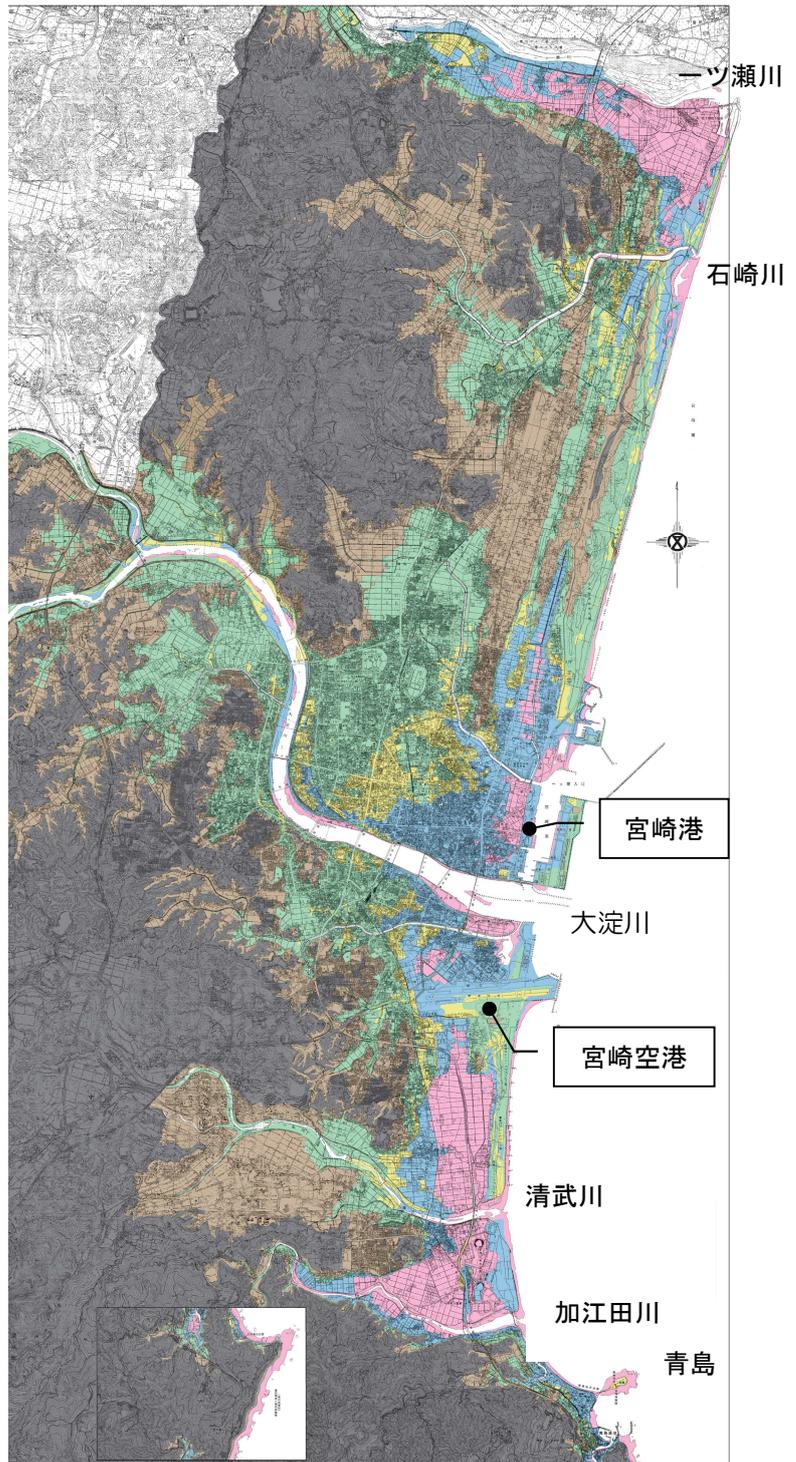
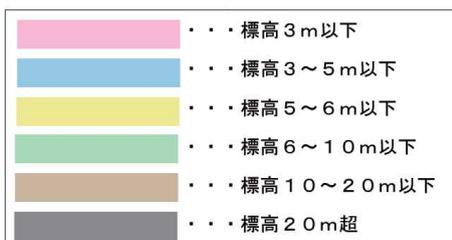


図 1-4 宮崎市標高概要図

(5) 宮崎市都市計画マスタープラン

宮崎市都市計画マスタープランは、住民にわかりやすい形で、あらかじめ長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、土地利用をはじめ、交通施設、生活環境施設、公共空地の整備などに関する基本的な方針を定め、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもので、都市計画（まちづくり）の根本となるものです。

この都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本的な方向を、

1. 既存ストック（現に有る、都市を支えるさまざまな蓄積）を有効に活用しながら、原則として郊外においては本市の都市構造に大きな影響を与える新たな都市機能の立地を抑制します。
2. 多様な都市機能を都心部並びに合併四町の中心部、及びそれらの周辺にコンパクトに集約させながら、都心部と各地域の都市拠点間を連携させる交通軸である都市軸を強化します。
3. 大規模自然災害に備え、「なんとしても人命を守る」まちづくりを目指します。

としており、「都市機能集約の効果が、新市一体となって発揮されるコンパクトシティ」を目指しています。

将来都市像・まちづくりの基本的な方向

将来の都市像

「活力と緑あふれる太陽都市…みやざき…」～次世代につなぐまちづくり～

まちづくりの基本理念

「人と自然が輝く都市づくり」

恵まれた豊かな自然と、それに囲まれて暮らす人々が、都市機能が集約した快適な都市的環境と心癒される自然的環境の調和の中で活動できる都市（まち）づくりを目指す

まちづくりの基本的な方向

1. 既存ストックの有効活用と新たな都市機能の郊外立地を抑制
2. 都市機能集約と都市軸の強化
3. 大規模自然災害に備えた「なんとしても人命を守る」まちづくり



「都市機能集約の効果が、新市一体となって発揮されるコンパクトシティ」を目指す。

この基本的な方向に基づき、まちづくりの基本目標、整備・誘導方針を設定しています。
整備・誘導方針においては、本計画の検討を行うこととされています。

まちづくりの基本目標

- I. 安全・安心で災害に強い良好な居住環境の形成
- II. 豊かな自然的環境と調和した、景観を含めた良好な都市環境の形成
- III. 活発で円滑な都市活動、経済活動を支える災害に強い良好な都市基盤の形成

まちづくりの整備・誘導方針

(津波災害に関する事項を抜粋)

整備・誘導方針1:安全・安心なまちづくり【市全域】

(災害全般)

- 大規模自然災害の発生に備え、本市のみならず県下全体の速やかな復旧・復興等に対応できるよう、被災支援のための拠点機能の向上に努めます。
- 「減災」の視点を前提に、行政と多様な民間の活動主体との幅広い連携を図りながら、ソフト面も含めた防災対策により、ハード整備だけに頼らない安全・安心のまちづくりに努めます。
- 大規模自然災害の発生に備え、指揮命令、情報の収集・発信、救命・救急、避難、復旧・復興等の拠点となる公共公益施設の耐震化並びに非常用電源・情報通信網の充実など、防災機能の向上に努めます。

(地震・津波災害)

- 特に津波による浸水が想定される区域については、津波発生が予想される際に、いち早く高い場所に避難できる環境の整備に努めます。
- 平成23年12月に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「推進計画」の検討を行います。
- 巨大地震による津波の発生を想定した今後の土地利用のあり方については、上記の「推進計画」や今後の国の動向等を踏まえながら、検討を行います。
- 民間とも連携しながら、地震・津波に強い避難施設の確保・整備に努めるとともに、民間建築物の耐震化並びに津波避難ビル等の指定など、防災機能の向上に努めます。

整備・誘導方針2:都心・中心市街地の活力・魅力づくり【中心部】

(防災)

- 大規模自然災害の発生に備え、防災に関する指揮命令、情報の収集・発信、救命・救急、避難、復旧・復興等の拠点となり得るよう防災機能の強化に努めます。
- 市街地再開発事業等の推進による市街地空間の更新と建物の不燃化・耐震化の促進に努めるとともに、地権者等の理解と協力に基づく狭あい道路の拡幅等による公共空地の確保により、都市防災機能の面的な強化に努めます。

整備・誘導方針3:合併四町域の活力・魅力づくり【合併四町域】

(防災)

- 合併四町域の中心部は、各地域の防災拠点として、総合支所の防災機能の充実や都市基盤整備等に努めます。

その上で、都市計画マスタープランにおいては、将来の都市構造に防災拠点や防災支援拠点といった防災上の役割を担う拠点など、様々な機能を担う拠点を位置づけ、津波災害をはじめとした全ての災害に強いまちづくりを目指しています。

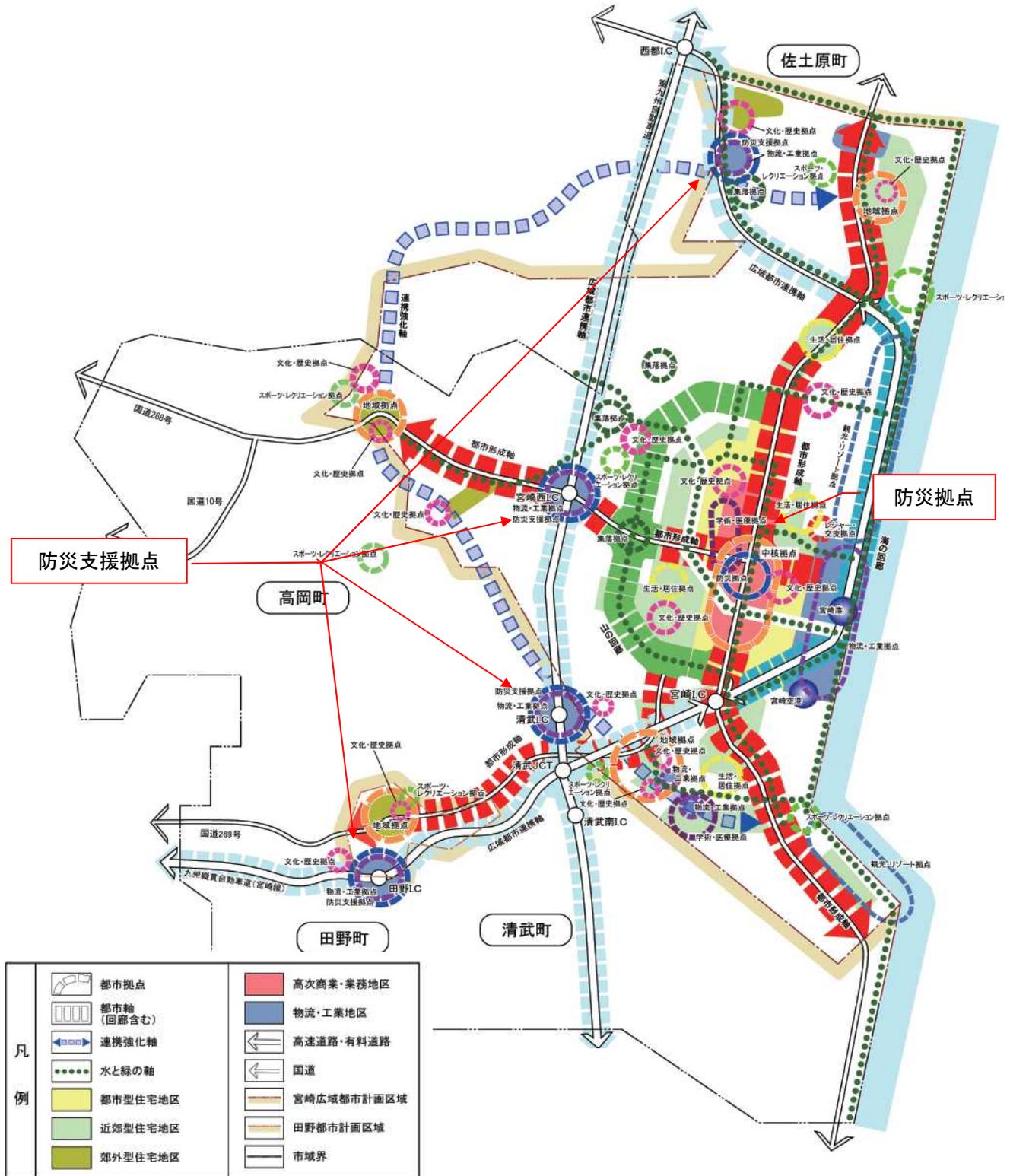


図 1-5 将来都市構造図

出典：宮崎市都市計画マスタープラン

(6) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、地震防災対策特別措置法に位置づけられた地震災害時の「緊急輸送を確保するための必要な道路」で、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担うものとされています。

平成8年度に県内の緊急輸送道路ネットワーク計画が定められ、道路の整備や橋梁の耐震化などが優先して進められています。平成24年には東九州自動車道などの県内幹線道路の整備の進捗や東日本大震災を踏まえ、緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しが行われています。



図 1-6 宮崎市における緊急輸送道路ネットワーク計画図

出典：宮崎県ホームページ

1-2 宮崎市のこれまでの取り組み

平成26年度現在で、東日本大震災を踏まえた平成23年度以降の本市地震・津波対策の主なものは表1-2のとおりです。

表1-2 宮崎市が東日本大震災を踏まえて取り組んでいる主な地震・津波対策

1 防災に関する計画の策定	(1) 地域防災計画	地域防災計画改訂
	(2) 推進計画等	津波避難計画策定 南海トラフ地震対策計画策定
2 防災意識醸成	(1) 啓発	津波ハザードマップの作成
	(2) 訓練	総合防災訓練の実施
3 情報伝達	(1) 市民への情報伝達	同報系防災行政無線の設置
	(2) 行政内の情報伝達	デジタルMCA無線の設置
4 地域で取り組む防災対策	(1) 要配慮者対策	要配慮者防災行動マニュアルの改訂
	(2) 自主防災組織の充実	自主防災組織への支援等
	(3) 耐震化の推進	木造住宅耐震診断・改修補助
5 避難所・場所の整備	(1) 避難所の確保	津波避難ビルの協定締結
	(2) 一時避難所の確保・整備	避難困難地区の抽出及び避難対策の検討・実施 公園の整備
	(3) 避難路の整備	津波避難経路等の整備支援
	(4) 備蓄品の確保	備蓄品（食料等）の見直し
6 災害に備えた施設等整備	(1) 構想・推進計画策定	地震津波対策インフラ構想の策定
	(2) 水門等の整備	旭雨水幹線水門整備 田吉樋管整備
	(3) ライフラインの確保	幹線配水管路等更新、耐震化
	(4) 危険箇所の整備・点検	急傾斜地の点検
	(5) 公の施設の整備	青島地域複合型防災施設整備 小・中学校屋内運動場天井落下防止対策
7 復旧・復興対策	(1) 復旧体制の整備	業務継続計画（BCP）の策定
	(2) 市民への対応体制整備	災害時の医療体制整備



写真1-1 避難訓練の様子



資料1-1 津波ハザードマップ